

令和3年度鳥取県環境審議会(第1回) 次第

日時:令和3年7月16日(金) 午前10時から正午まで
場所:Web会議

1 開会

2 会長・副会長の選任

3 議事

(1)各委員の所属部会の指名…(資料1)

(2)鳥取県環境審議会運営要領の改正 …(資料2)

(3)諮問事項

・「令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン」及び
「環境にやさしい県庁率先行動計画」の改定について …(資料3)

(4)部会議決事項

・第7期中海水質保全計画の策定について…(資料4)
・地下水影響調査計画書等について …(資料5)

(5)事務局からの報告事項

・令和2年度版 鳥取県環境白書の公表について…(資料6)
・令和元年度鳥取県内における水環境の調査結果について…(資料7)
・鳥取県内における大気環境の調査結果について(令和元年度・令和2年度)…(資料8)
・鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について(令和元年度・令和2年度)…(資料9)

4 その他

5 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和3年4月28日から令和5年4月27日まで)

委員名	職名等	分野	出欠
青木 薫	米子工業高等専門学校 物質工学科 教授	水分析、氷温、食品	○
赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ	○
東 尚子	(公財)日本環境協会 教育事業部 事業課長	環境教育	○
石賀 裕明	島根大学大学院 総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授	環境地質学	○
伊藤 徹	(公社)日本技術士会 鳥取県支部 支部長	地下水	○
伊藤 啓史	鳥取大学 農学部 共同獣医学科 准教授	獣医学	—
上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者	報道	○
上田 光徳	鳥取市 市民生活部 環境局 廃棄物対策課 課長	廃棄物行政	○
岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、県生物学会	自然観察・体験等	○
緒方 英彦	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 教授	利水	○
奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動	○
小野寺 真一	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学	○
小幡 史子	鳥取大学医学部 研究員	細菌学	○
笠木 哲也	公立鳥取環境大学 環境学部 環境学科 准教授	植物生態学	○
神谷 要	公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物	○
岸本 康子	せきがね湯命館	環境実践活動	○
小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策	○
齊藤 忠臣	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 准教授	環境・農学	○
汐田 里絵 ^{※2}	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物	○
田倉 恭一 ^{※1}	(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会 非常勤検査員	環境全般	○
手島 秀光	公募委員	省エネ診断、EMS	○
土居 克夫	NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 支部長	野鳥保護	—
名島 ゆかり	NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取	温暖化防止、社会教育	—
福安 修	(一社)鳥取県獣友会 理事	狩獵	○
藤原 健史	岡山大学 環境生命科学研究科 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント	○
三輪 陽通	三光ホールディングス(株)代表取締役 CEO	廃棄物処理	○
森田 智子	有限会社旅館丸茂 専務	温泉	○
山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践	○
横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—
米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	自動車(EV)、再生可能エネルギー	○

(※1 中部総合事務所 ※2 西部総合事務所 から参加)
出席 26名、欠席 4名

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	部長 池上 祥子、次長 坂口 貴志、参事監 中村 吉孝
環境立県推進課	室長 小椋 誠、課長補佐 畠山 恵介、 課長補佐 星見 暢貴、係長 丁田 充
脱炭素社会推進課	課長補佐 羽田 直樹、係長 山本 尚生
緑豊かな自然課	係長 柴田 寛
くらしの安心局 水環境保全課	課長 谷口 正一、参事 池山 恒平、係長 前田 晃宏
総務部 総務課	課長補佐 西尾 寛、係長 加川 さゆり

鳥取県環境審議会 資料一覧

資料 1-1	鳥取県環境審議会について
資料 1-2	鳥取県環境審議会委員 事務局提案
資料 2-1	鳥取県環境審議会 運営要領の改正について
資料 2-2	運営要領と部会所掌事務(改正後)
資料 3-1	「令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン」及び 「環境にやさしい県庁率先行動計画」の改定について
資料 4	第7期中海湖沼水質保全計画の概要
資料 5	地下水影響調査計画書等について
資料 6-1	令和2年度版鳥取県環境白書の公表について
資料 6-2	第2期とつとり環境イニシアティブプラン目標指標の実績
資料 6-3	令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン(R2-R12) 目標指標
資料 7	令和元年度鳥取県内における水環境の調査結果について
資料 8	鳥取県内における大気環境の調査結果について(令和元年度、令和2年度)
資料 9	一般環境中のダイオキシン類の調査結果について(令和元年度、令和2年度)

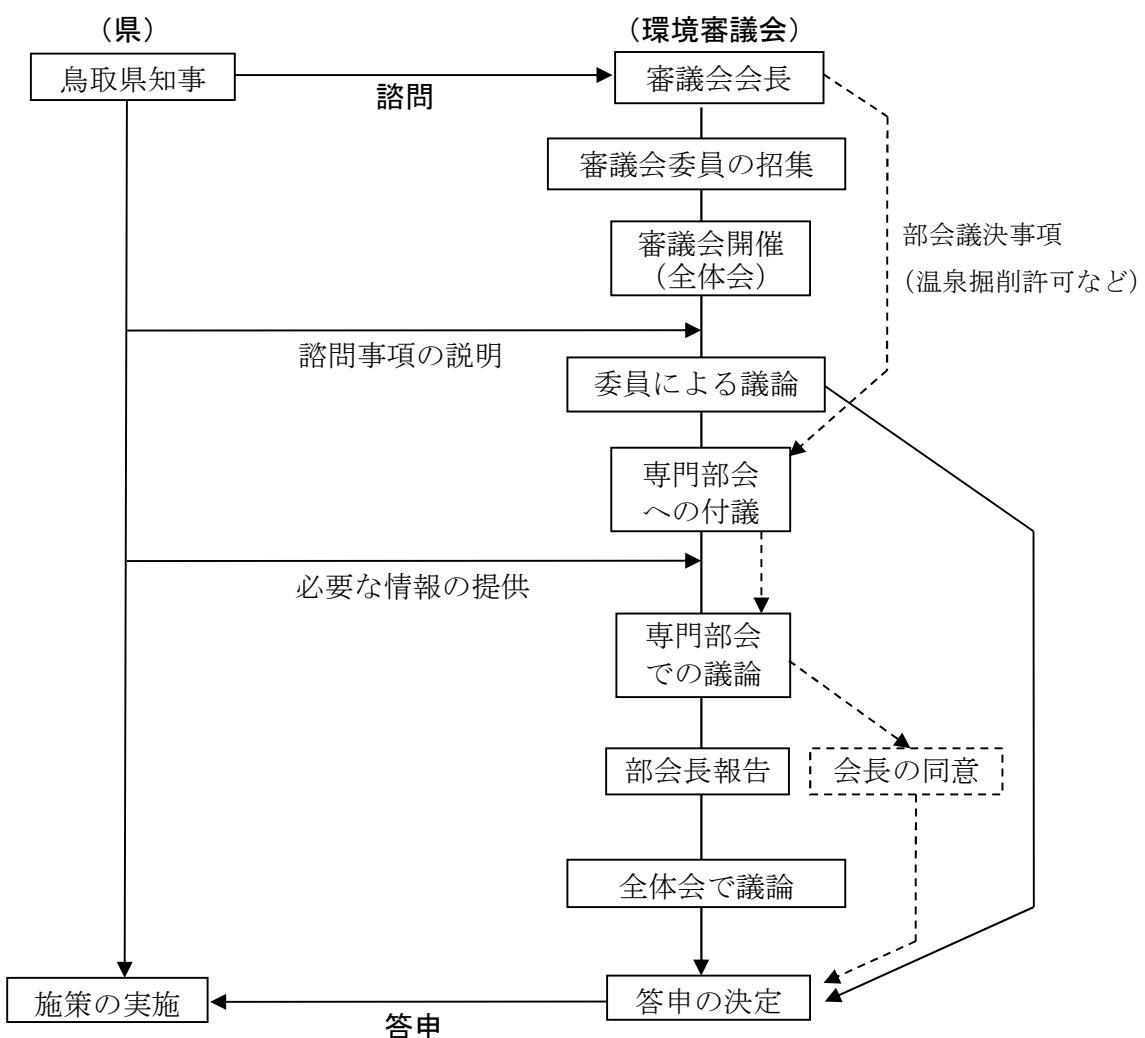
鳥取県環境審議会について

令和3年7月16日/環境立県推進課

1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「大気・水質部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「自然保護部会」、「温泉・地下水部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

2. 審議会手続きの流れ



○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成 8 年 10 月 8 日
鳥取県条例第 19 号

第 4 章 鳥取県環境審議会

(設置)

第 27 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に關し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 1 項及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 2 項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第 30 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 31 条 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 32 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 33 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第 34 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第 35 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

平成30年11月6日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 委員以外の出席者の職氏名

(4) 会議に付した案件及び内容

(5) 議事の経過

(6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

一 企画政策部会

二 大気・水質部会

三 廃棄物・リサイクル部会

四 自然保護部会

五 温泉・地下水部会

六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会（全体会）

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会	<ul style="list-style-type: none">◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に係る専門的調査検討に関すること。◎環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。
大気・水質部会	<ul style="list-style-type: none">○水質汚濁防止法に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・農用地土壤汚染対策地域の指定・変更等に関すること。○鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・規則の制定又は改廃の立案に関すること。◎その他大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の防止に係る重要事項に関すること。
廃棄物・リサイクル部会	<ul style="list-style-type: none">○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。
自然保護部会	<ul style="list-style-type: none">○自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。・県立自然公園の指定・解除等に関すること。◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。
温泉・地下水部会	<ul style="list-style-type: none">○温泉法に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。・温泉採取の制限処分等に関すること。○とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。
鳥獣部会	<ul style="list-style-type: none">○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務<ul style="list-style-type: none">・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。・鳥獣保護区の指定等に関すること。◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることとする。（例：○印）

鳥取県環境審議会委員事務局提案案(任期:令和3年4月28日から令和5年4月27日まで)

部会	委員名	職名等	分野
企画政策	オガタ ヒデヒコ 緒方 英彦	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 教授	利水
	アズマ ショウコ 東 尚子	(公財)日本環境協会 教育事業部 事業課長	環境教育
	テジマ ヒデミツ 手島 秀光	公募委員	省エネ診断、EMS
	ナジマ 名島 ゆかり	NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取	温暖化防止、社会教育
	ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	自動車(EV)、再生可能エネルギー
廃棄物・リサイクル	フジワラ タケシ 藤原 健史	岡山大学 環境生命科学研究科 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント
	ウエタ ミツノリ 上田 光徳	鳥取市 市民生活部 環境局 廃棄物対策課 課長	廃棄物行政
	オクムラ トモコ 奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動
	ミワ ハルミチ 三輪 陽通	三光ホールディングス(株)代表取締役 CEO	廃棄物処理
	ヤマサキ ミホ 山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践
大気・水質	サイトウ タダオミ 齊藤 忠臣	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 准教授	環境・農学
	アオキ カオル 青木 薫	米子工業高等専門学校 物質工学科 教授	水分析、水温、食品
	ウエダ イズミ 上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者	報道
	キシモト ヤスコ 岸本 康子	せきがね湯命館	環境実践活動
	タクラ キョウイチ 田倉 恭一	(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会 非常勤検査員	環境全般
温泉・地下水	イシガ ヒロアキ 石賀 裕明	島根大学大学院 総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授	環境地質学
	イトウ テツ 伊藤 徹	(公社)日本技術士会 鳥取県支部 支部長	地下水
	オノデラ シンイチ 小野寺 真一	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学
	オバタ フミコ 小幡 史子	鳥取大学医学部 研究員	細菌学
	モリタ トモコ 森田 智子	有限会社旅館丸茂 専務	温泉
自然保護	カサギ テツヤ 笠木 哲也	公立鳥取環境大学 環境学部 環境学科 准教授	植物生態学
	アカイ ノブエ 赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ
	オカダ タマミ 岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、県生物学会	自然観察・体験等
	カミヤ カナメ 神谷 要	公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物
	シオタ リエ 汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物
鳥獣	イトウ ヒロシ 伊藤 啓史	鳥取大学 農学部 共同獣医学科 准教授	獣医学
	コダニ ヒデフミ 小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策
	ドイ カツオ 土居 克夫	NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 支部長	野鳥保護
	フクヤス オサム 福安 修	(一社)鳥取県獣友会 理事	狩獵
	ヨコヤマ マユミ 横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学

鳥取県環境審議会運営要領の改正について

令和 3 年 7 月 16 日
鳥取県環境審議会事務局

【改正理由】

鳥取県の令和 3 年度組織改正により、脱炭素社会推進課が新設されたため、所要の改正を行うもの。併せて、各種法改正等の状況を踏まえて所掌事務の見直しを行うもの。

【新旧対照表】

改正案	現 行
鳥取県環境審議会運営要領 令和 3 年 7 月 ■ 日 鳥取県環境審議会	鳥取県環境審議会運営要領 平成 30 年 11 月 6 日 鳥取県環境審議会
第 1 条～第 7 条 略 (庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、 <u>脱炭素社会推進課</u> 、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。	第 1 条～第 7 条 略 (庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。
第 9 条 略	第 9 条 略 略
(別表) 部会の所掌事務について 鳥取県環境審議会（全体会） 略 企画政策部会 ①環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況 (環境白書) に係る専門的調査検討に関すること。 ②環境基本計画、 <u>地域気候変動適応計画</u> 、 <u>環境教育等行動計画</u> の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。 ③ <u>鳥取県地球温暖化対策条例</u> に規定された審議会の事務	(別表) 部会の所掌事務について 鳥取県環境審議会（全体会） 略 企画政策部会 ①環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況 (環境白書) に係る専門的調査検討に関すること。 ②環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。 ③その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。 ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること。 <p>◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。</p> <p>廃棄物・リサイクル部会 略</p> <p>大気・水質部会 略</p> <p>温泉・地下水部会 略</p> <p>自然保護部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。 <p>◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。 ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。 <p>○鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。 ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。 <p>◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。</p> <p>◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。</p> <p>鳥獣部会 略</p>	<p>大気・水質部会 略</p> <p>廃棄物・リサイクル部会 略</p> <p>自然保護部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務 ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。 ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。 <p>◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。</p> <p>温泉・地下水部会 略</p> <p>鳥獣部会 略</p>
--	---

付則
この要領は、令和3年7月　　日から施行する。

【各部会の担当課（参考）】

部会	担当課
企画政策部会	環境立県推進課、脱炭素社会推進課
廃棄物・リサイクル部会	循環型社会推進課
大気・水質部会	環境立県推進課（大気関係）、水環境保全課（水質関係）
温泉・地下水部会	くらしの安心推進課（温泉関係）、水環境保全課（地下水関係）
自然保護部会	緑豊かな自然課
鳥獣部会	緑豊かな自然課

鳥取県環境審議会運営要領(改正案)

令和3年7月 日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

(1)開催日時及び開催場所

(2)出席委員の氏名

(3)委員以外の出席者の職氏名

(4)会議に付した案件及び内容

(5)議事の経過

(6)その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

一 企画政策部会

二 大気・水質部会

三 廃棄物・リサイクル部会

四 自然保護部会

五 温泉・地下水部会

六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、**脱炭素社会推進課**、水環境保全課、循環型社会推進課、ぐらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月 27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月 30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月 26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月 11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月 16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月 ●●日から施行する。

鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、**地域気候変動計画、環境教育等行動計画**の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
 - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

大気・水質部会

- ◎水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- ◎農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壤汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- ◎鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- ◎温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- ◎とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- ◎鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
 - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
 - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- ◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることとする。(例:○印)

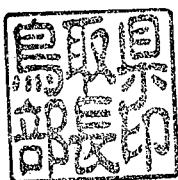
諮詢問

鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第9条第1項の規定に基づく環境基本計画の改定について、同条第5項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

令和3年7月8日

鳥取県生活環境部長 池上 祥子



諮詢理由

本県においては、環境の保全及び創造に関する基本理念や施策の基本事項などを定めた「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的・中長期的な計画として「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（計画期間：令和2年度から令和12年度まで）」を策定しています。

計画では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを長期的な目標とし、そのための道標として2030年度における温室効果ガス40%減（2013年度比）を目標として掲げています。

一方、国においては、昨年10月、菅首相が「2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言したのに続き、今年4月の米国主催気候変動サミットにおける、2030年度温室効果ガス削減目標の大幅引き上げ（2013年度比26%減→46%減）の発表を受け、削減目標と整合的な電源構成等を盛り込む次期エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の改定に向けた議論が進められています。

については、これら政府方針の変化を踏まえ、県の削減目標の見直し、イニシアティブプランの改定について、貴審議会の意見を求める。

また、令和3年3月に改定を行った「環境にやさしい県庁率先行動計画（第6期）」については、イニシアティブプランの削減目標値を踏まえて策定しているため、同計画の改定についても、貴審議会の意見を求める。

鳥取県環境審議会大気・水質部会議決事項報告
(第7期中海水質保全計画について)

令和3年7月16日
水環境保全課

令和元年度鳥取県環境審議会（第2回）（令和2年1月開催）で審議された第7期中海水質保全計画については別添の通りです。

第7期中海湖沼水質保全計画の概要

中海では、平成元年度以降6期30年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道等の整備や工場・事業場からの排水規制、農地や市街地など非特定汚染源からの流出負荷削減等の水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この結果、中海へ流入する汚濁負荷量は着実に減少し、水質は改善傾向にあります。未だ環境基準の達成には至っていません。

このため、引き続き、国、周辺市、県民及び事業者などの皆さんにもご理解とご協力をいただき、環境基準の達成、長期ビジョンの実現に向けて、水質保全対策を推進します。

【長期ビジョン】「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」（概ね令和15年度を目指す）

- 人々に恵みや潤いをもたらす豊かな汽水域生態系
- 人々の暮らしにやすらぎを与える美しい水辺空間
- 人々の間で語り、受け継いでいく湖



【長期ビジョンを実現するための施策の方針】

①流入汚濁負荷の一層の削減

- ・地域の実情を踏まえた下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備 等

②自然浄化機能の回復

- ・浅場、藻場の造成
- ・海藻、魚介類等の適正な湖外搬出による持続的な水質浄化の仕組みづくり 等

③モニタリングの充実と科学的知見に基づく対策の検討

- ・河川管理者(国)と両県の一層の連携によるモニタリング体制の充実と幅広く効果的な対策の検討
- ・米子湾における水質浄化技術の調査及び研究 等

④親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標の設定

- ・「五感による湖沼環境指標」、「透明度」を評価指標とし、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指す

⑤環境教育等の推進

- ・次世代を担う子どもたちの水質保全意識の向上
- ・ラムサール条約湿地のワיזユース(賢明な利用)の推進 等

⑥関係者との連携

- ・県、河川管理者(国)、周辺市、地域住民等が連携した取組の推進 等

【第7期計画期間内(令和元年度～5年度)に達成すべき水質目標値】

単位: mg/L

水質項目		第6期計画		第7期計画	
		水質目標値	結果 (H26～H30)	予測値*	水質目標値 (R5)
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	5.1	4.4～5.2	4.9 (4.4～5.2)	4.4
全窒素	年平均値	0.46	0.50～0.59	0.53 (0.50～0.59)	0.46
全りん	年平均値	0.046	0.048～0.064	0.053 (0.048～0.063)	0.046

* 最新の知見による水質予測シミュレーションモデルにより、直近5年の気象や流動の条件で令和5年度の流入汚濁負荷量(推計値)を入力して算出した数値。括弧内は予測値の最小値と最大値。

【長期ビジョンの実現に向けての評価指標】

長期ビジョンの実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこで、COD等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を以下のとおり設定し、評価を行っていきます。

①親しみやすい水環境を目指して(五感による湖沼環境調査による評価)

- ・「五感による湖沼環境指標」で、すべての調査地点において「おおむね良好で、親しみやすい環境にあると感じられる水質(80点以上)」を目指す。

②見た目にも快適と感じられる水環境を目指して(透明度による評価)

- ・レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性の高い米子湾について、「透明度」がおおむね2m以上となることをを目指す。

【第7期計画における主な対策】

①生活排水対策

区分	下水道等 汚水処理人口	未処理 人口
現状 (H30)	鳥取 69.1(90%)	7.9(10%)
島根	67.3(93%)	5.3(7%)
合計	136.4(91%)	13.2(9%)



区分	下水道等 汚水処理人口	未処理 人口
目標 (R5)	鳥取 73.5(97%)	2.6(3%)
島根	67.2(96%)	2.7(4%)
合計	140.7(96%)	5.3(4%)

②湖沼の浄化対策

- ・浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を行い、湖の自然浄化機能の回復を図る。
- ・米子湾において、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討する。

③農業地域対策

内 容	期間内実施事業量	
	鳥取県内	島根県内
化学肥料の減肥*	180ha	21ha
排水路の泥上げ	200km	945km

*〔鳥取県〕緩効性肥料導入
〔島根県〕有機JAS認証取得の推進

④市街地対策

内 容	年間実施延長(km/年)	
	鳥取県内	島根県内
道路路面の清掃	568.0	853.9
道路側溝等の清掃	42.6	12.2

⑤自然地域対策

内 容	期間内実施量	
	鳥取県内	島根県内
森林の適正管理(植林、下刈り、除伐、間伐)	13.35ha	850ha
治山、砂防の整備、急傾斜地崩壊防止施設の建設	3ヶ所	11ヶ所

⑥流入河川直接浄化対策

内 容	期間内実施(見込)量	
	鳥取県内	島根県内
河川のしゅんせつ、河床の掘削	5,000m ³	10,000m ³
堤防の除草等	607,600m ²	5,300,000m ²
河川内の藻刈	28,000m ²	-

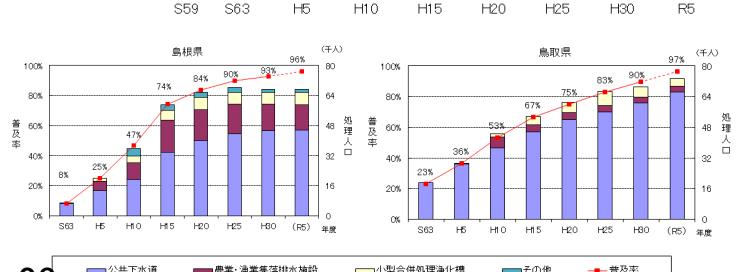
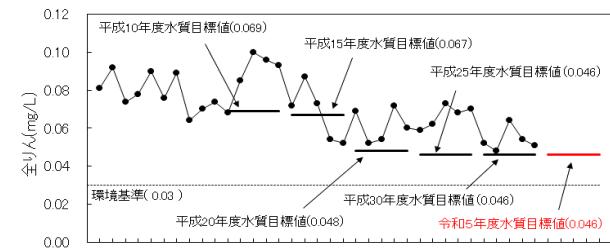
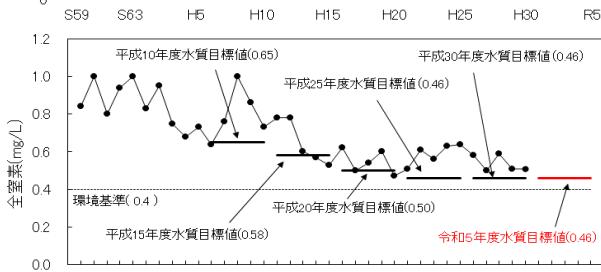
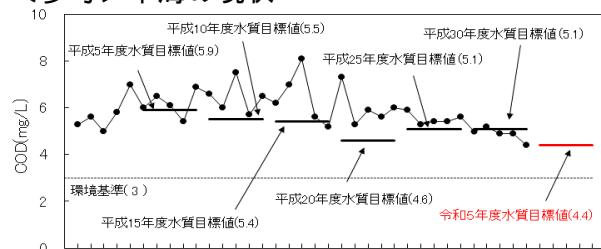
⑦流出水対策地区における重点的な対策の推進

- ・流出水対策地区に指定している米子湾流域において、流出水対策推進計画に基づき、引き続き、農業地域対策、市街地対策などの各種対策を、重点的に実施する。

⑧その他

- ・国、教育機関、県等が連携しながら、水質等のデータの分析・評価に取り組むとともに、新たな科学的知見の集積を図り、幅広くより効果的な水質保全対策の検討を進める。
- ・ラムサール条約湿地として、一層の情報発信や普及啓発を行い、ワизユース(賢明な利用)や環境保全意識の醸成を図る。
- ・アダプトプログラムの実施や、流入河川の清掃を行うボランティア活動等の地域住民による環境美化活動を積極的に支援する。
- ・排水規制対象事業場への立入検査等の監視を行い、排水基準遵守の徹底を図る。

<参考>中海の現状



鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(地下水影響調査計画書等について)

令和3年7月16日
水環境保全課

令和元年度鳥取県環境審議会（第2回）（令和2年1月開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書等

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書及び採取計画届出書の提出を受け、同条例第8条第2項及び第11条第2項に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの（井戸の更新の場合は報告のみ）。

（1）令和2年度 第1回 温泉・地下水部会（令和2年4月17日開催）

諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	届出内容		答申内容
				年間採取予定量	吐出口断面積（合計）	
諮掘24号	影響調査計画書	鳥取県東伯郡琴浦町別所	魚類養殖用水	1,595,050 m ³ /年	314 cm ²	<p>＜意見＞</p> <p>○段階揚水試験の結果を踏まえて、限界揚水量及び適正揚水量の設定を慎重に検討し、設定水量を見直すこと。なお、連続揚水試験は適正揚水量の範囲内で実施すること。</p> <p>＜理由＞</p> <p>○申請書の限界揚水量は過大であると考えられる。</p> <p>＜意見＞</p> <p>○連続揚水試験の影響が十分に評価できるように測定方法を検討すること。</p> <p>○連続揚水試験中に塩水化等の影響が見られる場合は、段階的に揚水量を減らし、塩水化が解消しないか確認するとともに、影響が消えない場合は直ちに試験を中止すること。</p> <p>○敷地内観測井戸（井戸番号2、3、4）について、可能であれば、過去の水位変化も確認して、連続揚水試験の結果と併せて提出すること。</p> <p>＜理由＞</p> <p>○当該井戸は海岸線付近に位置し、塩水化の懸念があることから、海水の引き込みに対して、慎重な検討が必要であると考えられる。</p> <p>○揚水量が多いことから、揚水井戸及び周辺井戸への影響について、慎重に評価することが必要である。</p>

(2) 令和2年度 第1回 温泉・地下水部会（令和2年12月22日開催）

諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	届出内容		答申内容
				年間採取予定量	吐出口断面積（合計）	
諮掘25号	影響調査計画書	琴浦町中尾	食肉加工	438,750 m ³ ／年	188.78 cm ²	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続揚水試験の試験時間の見直しを検討すること。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸の使用は、揚水時間13時間／日を計画しているため、同計画の連続揚水試験の8時間は揚水時間より短いことから、適正な評価ができない恐れがある。
報採24号	採取計画届出書	北栄町亀谷	消融雪散水用	342,000m ³ ／年	123 cm ²	— (報告案件のため答申不要)

令和2年度版鳥取県環境白書の公表について

令和3年7月 16 日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

昨年10月に「第2期とつとり環境イニシアティブプラン」の適用最終年度となる令和元年度の実績及び、「令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン」に基づく令和2年度の取組について取りまとめ、令和2年度版鳥取県環境白書を県ホームページ上で公表しましたので、その内容について報告します。

1 令和元年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

項目	概要
I エネルギーシフトの率先的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・県内設置の再生可能エネルギーの設備容量が目標の92万kWを上回る100万kWとなり、一般住宅の使用電力量を自給できる水準に達した。 【一般家庭住宅等の電気使用量に対する再生可能エネルギーのカバー率】 83% (H26年度) ⇒ 108% (R1年度)
II NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○企業・家庭における環境配慮活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の環境への関心を高めるためのメディアを活用した普及啓発や活動支援等を関係機関が連携して行い、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を推進した。 ○県内全体のエネルギー使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の猛暑や冬季の低温の影響による電気・ガス使用量の増、生産活動に伴う石油使用量の増などにより、家庭・企業・運輸の全ての部門で目標達成に至らなかった。(H30年度以降は前年度と比較して毎年約2%ずつ削減している。) <ul style="list-style-type: none"> 【県内全体のエネルギー使用量】6355万GJ (H27年度) ⇒ 6513万GJ (R1年度) ○水素エネルギー推進事業・電気自動車普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及台数は目標達成には至らなかったものの、環境教育拠点の「鳥取すいそ学びうむ」の活用や、電気自動車の蓄電池としての価値を訴求して、電動車の普及促進を図る「とつとりEV協力隊」制度の創設等により、確実に普及が進んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> 【EV・PHV普及台数】637台 (H26年度) ⇒ 1276台 (R1年度)
III 環境負荷低減の取組が経済活動として成り立する社会経済システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は横ばいではあるが、リサイクル率は全国的にもトップレベルの水準。(H30年度:全国2位) <ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物のリサイクル率】26% (H26年度) ⇒ 29.6% (H30年度) ※全国平均19.9% ○産業廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・排出量の減少、高いリサイクル率(H30年度実績: 75.0%)を維持できることにより概ね良好な成果をあげた。 <ul style="list-style-type: none"> 【産業廃棄物の排出量】595千トン (H26年度) ⇒ 533千トン (H30年度) 【産業廃棄物のリサイクル率】76.1% (H26年度) ⇒ 75.0% (H30年度) 【産業廃棄物の最終処分量】21千トン (H26年度) ⇒ 25千トン (H30年度)
IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園満喫プロジェクトへの大山隠岐国立公園の選定による利用環境の向上、山陰海岸ジオパークでのマリンアクティビティの受け入れ体制整備、自然歩道等を活用したジオパークトレールコースの整備、海と大地の自然館の3D映像の制作やデジタル地球儀の設置等の展示物の充実、併せて自然観察会や野外体験活動を実施することで自然体験プログラムの利用者数が増加した。 <ul style="list-style-type: none"> 【自然体験プログラム利用者数:8,725人 (H26年度) ⇒ 35,312人 (R1年度)】 ○生物多様性、健全な自然生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全を推進するための地域戦略を策定した。 ○県内三大湖沼の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・中海・湖山池は、化学的酸素要求量(COD)の水質目標値を達成した。東郷池は COD の水質目標値を達成できておらず、水質は概ね横ばい傾向である。
V 安全で安心してくらせる生活環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○下水等の生活排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による公共下水道の整備が進み目標を達成した。 <ul style="list-style-type: none"> 【生活排水処理人口普及率:91.4% (H26年度) ⇒ 94.8% (R1年度)】 ○三大河川(千代川、天神川、日野川)、海域および大気環境の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね環境基準を達成しており、清浄な環境が維持されている。
VI 美しい景観の保全と鳥取らしさを活かした街なみづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における良好な景観形成に向けた住民意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して景観行政団体への移行を働きかけ、1町が移行への準備を開始した。また、市町村や景観まちづくり活動団体等を対象に景観研修会を開催し、景観の重要性、必要性等の理解を深めた。

2 令和2年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、フードドライブや幼児を対象とした意識啓発活動など、食品ロスの削減に重点化した取組を継続し、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。 ○「とつとりプラごみゼロ」チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックごみが及ぼす環境問題が国際的な課題となっていることを踏まえ、マイボトル運動やリユース容器などの環境配慮容器の普及支援など、行政・企業・県民が一体となって、プラスチックごみゼロに向けた取組を行う。
II 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域エネルギー社会の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するための設備等の導入を支援することで、エネルギーの地産地消による地域内経済循環を進める。 ・地域単位で行われるエネルギーに関する取組や地域主導のエネルギー事業を支援し、県内の電力自給率向上を進める。 ○気候変動に対応する施策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による社会的・経済的損失を最小限に抑えるため、「気候変動適応センター」を設置し、情報収集や県民・事業者等への普及啓発に取り組むほか、農業・産業・暮らし等の様々な分野における気候変動への適応策を推進する。 ○とつとり健康省エネ住宅普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建設される省エネ住宅(とつとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・とつとり生物多様性推進センターを設立し、生物多様性への配慮が促進されるよう活動を行う。 ・希少野生動植物の保護等により県民参加による生物多様性の保全推進や地域の環境学習の取組支援等を行う。 ○山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信し、ツーリズムや知の拠点として、認知度の向上を図る。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代や引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイヤーズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。 ○鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等により、星空の保全・活用に係る機運の醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ100%を目指す企業応援・支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するために、使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す取組への支援や普及啓発を行う。 ○思いやり消費(エシカル消費)普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携したエシカル消費実践環境の整備と効果的な啓発・広報により、エシカル消費の認知度向上と実践に繋げる。

3 令和2年度版鳥取県環境白書の公開ホームページ

とりネット 鳥取県環境白書 <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

第2期とっとり環境イニシアティブプラン目標指標の実績

資料6-2

主な目標指標		プラン当初 (平成26年度末)	実績 (平成30年度末)	実績 (令和元年度末)	プラン目標
I エネルギーシフトの率先的な取組み					
県内設備容量	太陽光発電	発電事業者(10kW以上) 業者・住宅(10kW未満)	91,617 kW 39,937 kW	233,479 kW 53,330 kW	262,030 kW 57,220 kW
	風力発電		59,100 kW	58,520 kW	58,500 kW
	バイオマス(熱利用・発電)		492,068 kW	537,885 kW	537,885 kW
	水力発電		117,470 kW	118,571 kW	118,300 kW
	その他(地中熱・温泉熱)		0 kW	20 kW	20 kW
	合 計		800,470 kW	1,001,805 kW	1,034,226 kW
電力自給率			31 %	36.8 %	38.7 %
一般住宅等の電気使用量に対する再エネのカバー率			83 %	102.2 %	108.0 %
メタンハイドレート高度技術者の育成			-	5人	8人
II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開					
TEASの認定数(総数)			1,300 件	1,320 件	1,303 件
(I種・II種の企業等)			51 件	48 件	47 件
(III種の企業等)			359 件	353 件	338 件
(II種の高等学校)			24 件	24 件	24 件
(III種の小中学校)			35 件	38 件	37 件
(III種の家庭(わが家のエコ録 登録者含む))			831 件	857 件	857 件
こどもエコクラブ登録者数			8,850 人	7,409 人	6,859 人
県内全体のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			6,371 万GJ	6,644 万GJ	6,513 万GJ
・家庭部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			1,332 万GJ	1,347 万GJ	1,341 万GJ
・企業部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			3,325 万GJ	3,470 万GJ	3,270 万GJ
・運輸部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			1,714 万GJ	1,827 万GJ	1,902 万GJ
EV・PHV普及台数			637 台	1,154 台	1,276 台
EV充電器設置基数			152 基	215 基	273 基
水素ステーション整備基数			-	1 基	1 基
III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現					
一般廃棄物の排出量(総数)		210 千トン (H25年度)	213 千トン (H29年度)	212 千トン (H30年度)	193 千トン
【参考】一人一日あたりの排出量		(980g/人・日) (H25年度)	(1,023g/人・日) (H29年度)	(1,001g/人・日) (H30年度)	(945g/人・日)
一般廃棄物のリサイクル率		26.1 % (H25年度)	31.2 % (H29年度)	29.6 % (H30年度)	31 %
一般廃棄物の最終処分量		18 千トン (H25年度)	14 千トン (H29年度)	14 千トン (H30年度)	10 千トン
産業廃棄物の排出量		581 千トン (H25年度)	547 千トン (H29年度)	533千トン (H30年度)	581 千トン
産業廃棄物のリサイクル率		76.2 % (H25年度)	75.8 % (H29年度)	75.0 % (H30年度)	77 %
産業廃棄物の最終処分量		21 千トン (H25年度)	25 千トン (H29年度)	25 千トン (H30年度)	20 千トン
管理型産業廃棄物最終処分場の建設着手件数		0 件	0 件	0 件	1 件
優良産業廃棄物処理業者認定業者数		48 件	83 件	90 件	68 件
リサイクル事業の新規事業化企業数		0 社 (1期実績+34社)	+ 44 社	+ 55 社	+ 40 社 (H26年度末比)
リサイクル産業における雇用の創出		0 人 (1期実績+94人)	+ 84 人	+ 87 人	+ 20 人 (H26年度末比)
グリーン商品の新規認定数		0 件 (1期実績+358件)	+ 38 件	+ 254 件	+ 80 件 (H26年度末比)
廃棄物由来のエネルギー・熱回収取組み事業者数		5 件	6 件	6 件	10 件

主な目標指標	プラン当初 (平成26年度末)	実績 (平成30年度末)	実績 (令和元年度末)	プラン目標
IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保				
自然保護ボランティア登録者数	146 人	144 人	107 人	180 人
県立拠点施設における自然体験プログラム利用者数	8,725 人	25,000 人 (見込み)	35,312 人	17,000 人 <small>注3</small>
里山整備活動・森林体験企画数	20 件	14 件	15 件	33 件 <small>注3</small>
若手狩猟免許保有者数	155 人	330 人	318 人	300 人 <small>注3</small>
中海の水質 (COD)	5.0 mg/L	4.4 mg/L	4.6 mg/L	5.1 mg/L
湖山池の水質 (COD)	7.0 mg/L	4.7 mg/L	5.4 mg/L	5.5 mg/L
東郷池の水質 (COD)	6.0 mg/L	5.5 mg/L	5.7 mg/L	4.5 mg/L
有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	1,358 ヘクタール	1,391 ヘクタール	1,266 ヘクタール	1,500 ヘクタール <small>注3</small>
とつとり共生の森参画企業数	17 社	19 社	19 社	23 社 <small>注3</small>
間伐面積(年間)	3,050 ヘクタール	3,000 ヘクタール	3,015 ヘクタール	4,200 ヘクタール
V 安全で安心してくらせる生活環境の実現				
生活排水処理人口普及率	91.4 %	94.1 %	94.8 %	93.2 %
河川・海域の水質の環境基準達成率 (河川:BOD、海域:COD)	93.3 %	96.7 % (H29年度)	93.3 % (H30年度)	100 %
ベンゼン等の有害大気汚染物質の環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	100 %
大気中のダイオキシン類濃度	0.014 pg-TEQ/Nm ³	0.0091 pg-TEQ/Nm ³	0.0076 pg-TEQ/Nm ³	0.012 pg-TEQ/Nm ³
VI 美しい景観の保全ととつとりらしさを活かした街なみづくりの推進				
景観まちづくり活動に取り組む団体数	70 団体	72 団体	72 団体	74 団体
景観行政団体(市町村)数	5 団体	6 団体	6 团体	6 团体
地域資源を活用したまちづくり実施地区数	71 地区	72 地区	72 地区	73 地区

注1 :一般廃棄物、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量の実績については前年度末の数値

注2 :令和2年度末の数値

注3 :「鳥取県元気づくり総合戦略」の目標年度(令和元年度)の数値を掲載

令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン(R2-R12)目標指標

No.	指標名	プラン策定時	目標(令和12年度)
1	一人一日あたりの排出量	1,050g/日・人 (平成29年度)	895g/日・人
2	一般廃棄物のリサイクル率	31.2%(平成29年度)	35%
3	食品ロス食べきり協力店の登録数	78件(平成30年度)	300件
4	プラごみ削減取組企業等の登録件数 (令和元年12月現在)	12件	100件
5	温室効果ガスの総排出量(CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	4,133千トン (2013年度比12%減) (平成30年度)	2,827千トン (2013年比40%減)
6	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている 特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度 比20%以上削減した企業の割合	20% (平成30年度)	90%
7	需要電力における再生可能エネルギーの割合	36.8%(平成30年度)	60%
8	健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合	約9%(平成30年度)	50%
9	「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種 のリスト」掲載種の保護	絶滅25種 絶滅危惧種361種 (2012年3月)	絶滅危惧種から絶滅種への 移行(悪化)を可能な 限りゼロにする。
10	60歳未満の県内狩猟免許所持者	887人(平成30年度)	1,300人
11	県の自然保護又は生物多様性保全の取組への ボランティア参加者数	4,463人/年 (平成30年度)	5,000人/年
12	中海の水質(COD)	4.9mg/L (平成26年度～平成30年度の平均値)	4.0mg/L
13	湖山池の水質(COD)	5.6mg/L (平成26年度～平成30年度の平均値)	4.8mg/L
14	東郷池の水質(COD)	5.3mg/L (平成26年度～平成30年度の平均値)	4.4mg/L
15	環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境イニ シアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経営に取り 組む企業数	123社 (平成30年度)	250社
16	CSR活動・アダプトプログラムの参加者数	12,260人/年 (平成30年度)	15,000人/年

令和元年度鳥取県内における水環境の調査結果について

令和3年7月16日
くらしの安心局水環境保全課

令和元年度に実施した県内の公共用水域及び地下水の水質測定結果の概要は、次のとおりです。

A 公共用水域（河川、湖沼、海域）

1 測定地点

河川	120 地点
湖沼	24 地点
海域	37 地点
	計 181 地点

2 測定区分①／生活環境項目

(1) 測定項目 12項目

pH	溶存酸素量 (DO)	全燐
BOD (河川)	大腸菌群数	全亜鉛
COD (湖沼、海域)	ノルマルヘキサン抽出物質	L A S
SS	全窒素	ノニルフェノール

(2) 測定結果

主要河川（一級河川、二級河川、都市河川）、湖沼および海域における調査結果は、次のとおりである。

(表1-1 BOD、CODの状況)

	水系	BOD 又は COD (mg/L)		汚濁の目安*2
		年平均値	75%値	
主な 一級河川	千代川水系（4河川13地点）	<0.5~0.8	<0.5~0.8	清浄
	天神川水系（4河川12地点）	<0.5~0.7	<0.5~0.7	清浄
	日野川水系（3河川12地点）	0.5~1.4	0.5~1.3	概ね清浄
主な 二級河川 8河川	蒲生川他4河川（15地点）	<0.5~1.0	<0.5~1.0	清浄
	勝部川（3地点）	0.5~1.1	0.5~1.5	概ね清浄
	塩見川（3地点）	0.9~1.9	1.2~2.0	概ね清浄
	河内川（3地点）	0.7~0.9	0.7~0.9	清浄
都市河川	袋川（鳥取市）（8地点）	0.5~1.1	0.5~1.3	概ね清浄
	玉川（倉吉市）（5地点）	0.5~1.8	<0.5~1.4	概ね清浄
	旧加茂川（米子市）（5地点）	0.7~0.9	0.9~1.0	概ね清浄
湖 沼	湖山池（4地点）	4.6~4.9	4.9~5.5	汚濁
	東郷池（4地点）	5.1~5.4	5.7~6.0	汚濁
	中海（9地点）	2.4~4.2	2.5~4.6	やや汚濁
	多鯰ヶ池（3地点）	3.7~3.9	3.6~3.8	やや汚濁
海 域	美保湾（8地点）	1.6~2.2	1.8~2.4	やや汚濁
	日本海沿岸海域（8地点）	0.8~1.3	0.9~1.4	概ね清浄

*1 BOD (河川) 及び COD (湖沼及び海域) は 75% 値で評価を行う。

（75% 値は、年間の y 個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の (y × 0.75) 番目の数値）

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの

（類型 AA レベル=清浄、A レベル=概ね清浄、B レベル=やや汚濁、C レベル=汚濁、D~E レベル（河川のみ）=著しく汚濁）

(表1-2 全窒素及び全燐の状況)

水系	全窒素 (mg/L) 年平均値*1	全燐 (mg/L) 年平均値*1	汚濁の目安*2
湖沼	湖山池 (4地点)	0.89~0.97	富栄養化
	東郷池 (4地点)	0.46~0.50	富栄養化
	中海 (9地点)	0.24~0.53	やや富栄養化
	多鯰ヶ池 (3地点)	0.45~0.63	富栄養化

*1 湖沼に係る全窒素及び全燐は、表層の年平均値で評価を行う。

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの（例：類型IIIレベル=やや富栄養化、IV, Vレベル=富栄養化）

(3) 環境基準の達成状況

環境基準の類型当てはめが行われている8水域48地点（3河川、3湖沼及び2海域）における環境基準の達成状況は以下のとおりである。

(表1-3 環境基準の達成状況)

水域		環境基準		基準値	達成状況
		あてはめ類型	環境基準地点数		
河川	千代川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L 以下 達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L 以下 達成
	天神川	上流	AA	2地点	BOD 1mg/L 以下 達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L 以下 達成
	日野川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L 以下 達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L 以下 達成
湖沼	湖山池	A	4地点	COD 3mg/L 以下	未達成
		III	4地点	全窒素 0.4mg/L 以下 全燐 0.03mg/L 以下	未達成 未達成
		A	4地点	COD 3mg/L 以下	未達成
	中海	A	3地点	COD 3mg/L 以下	未達成*1
		III	3地点	全窒素 0.4mg/L 以下 全燐 0.03mg/L 以下	未達成*2 未達成
海域	美保湾	境港外港港湾計画水域	B	1地点	COD 3mg/L 以下 達成
		その他の水域	A	7地点	COD 2mg/L 以下 未達成*3
	日本海沿岸海域		A	8地点	COD 2mg/L 以下 達成

*1 境水道中央部のみ環境基準に適合

*2 米子湾中央部のみ環境基準に不適合

*3 境港市昭和町境港防波堤灯台の北方0.2km地点及び日野川河口地先北東方1.0kmが環境基準に不適合

3 測定区分②／健康項目

(1) 測定項目 27項目

カドミウム	四塩化炭素	チウラム
全シアン	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ふつ素
P C B	テトラクロロエチレン	ほう素
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロパン	1,4-ジオキサン

(2) 環境基準の達成状況

ほう素について、計2地点（塩見川（細川）1地点、中海（葭津地先）1地点）、ふつ素について、1地点（塩見川（細川））で環境基準を超過していたが、いずれも海水の影響を受ける可能性がある調査地点であり、海水に含まれるほう素及びふつ素の影響を受けたものと考えられる。

その他の項目は、環境基準に適合していた。

B 県内三大湖沼の状況（中海、湖山池、東郷池のトピックス）

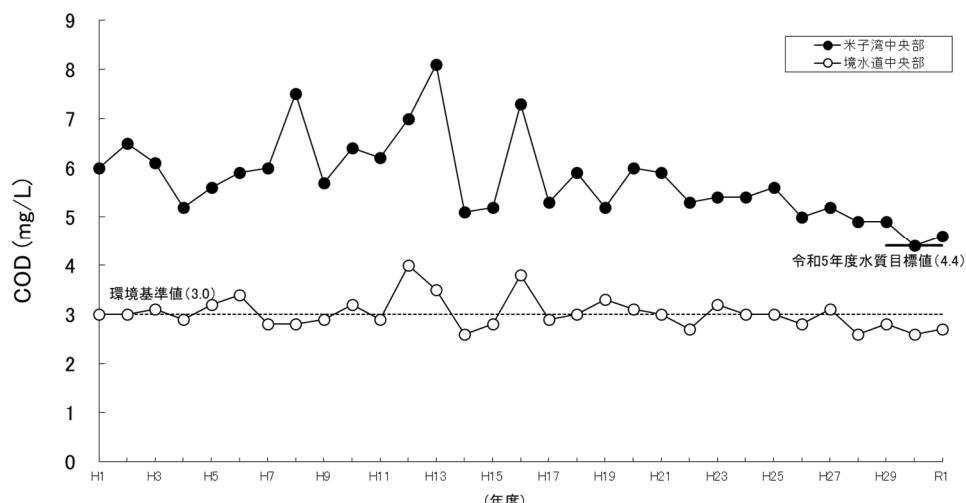
（1）中海

- ・R2年3月に湖沼水質保全特別措置法に基づく第7期水質保全計画を鳥取・島根両県で策定し、各種浄化対策に取り組んだ。R1年度の有機汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）は、米子湾中央部以外は、同計画で定める目標値を達成した。
- ・中海・宍道湖がラムサール条約湿地に登録されて15周年を迎えた。これを記念して、条約趣旨である保全再生・賢明利用・交流学習について、15年間を振り返り、次世代につなげていくため「中海・宍道湖ラムサール条約登録15周年記念イベント」を令和2年10月31日に鳥取・島根両県が連携して開催した。



中海・宍道湖ラムサール条約登録15周年記念イベント (R2. 10. 31)

1 COD(75%値)

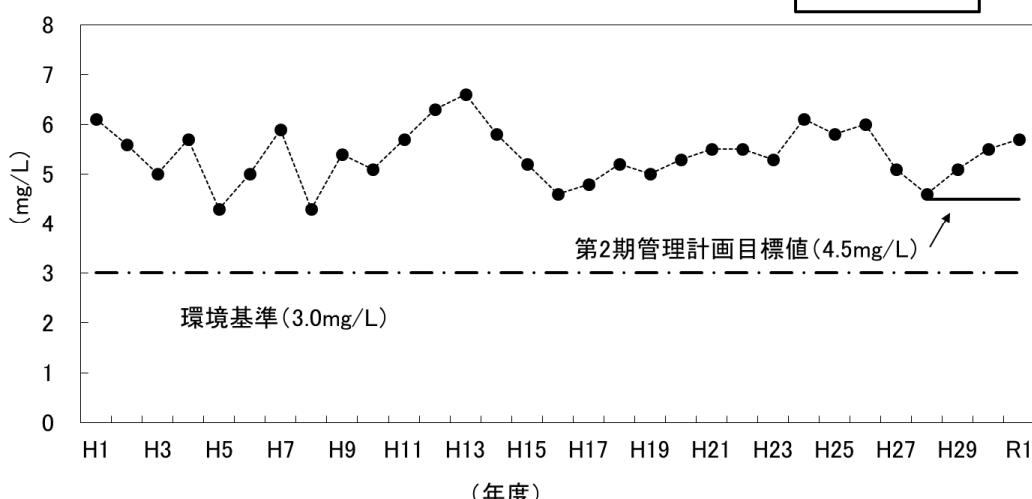


〈令和元年度 中海 COD 経年グラフ（米子湾中央部、境水道中央部）〉

（2）東郷池

- ・H29年3月に第2期東郷池水質管理計画を策定し、各種浄化対策に取り組んでいるところ。
- ・CODは、近年上昇傾向である。また、利活用の取り組みも進めている。

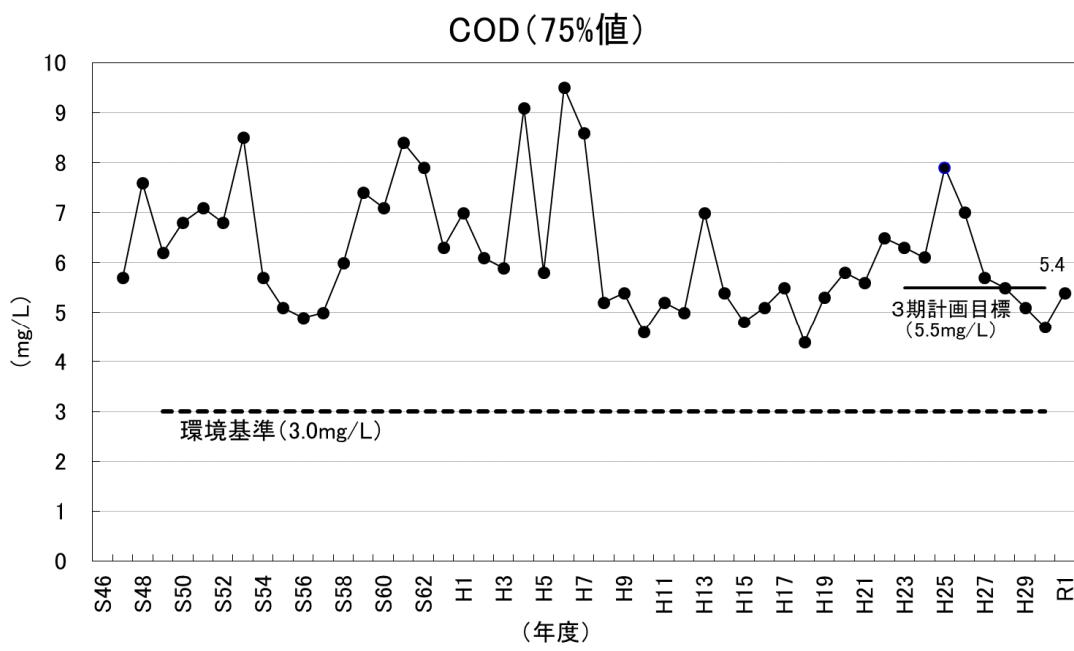
COD(75%値)



〈令和元年度 東郷池の COD 経年グラフ（中央部）〉

(3) 湖山池

- ・H24年に汽水化してから9年間が経過し、R1～R2年度もきめ細かな水門操作等により塩化物イオン濃度は将来ビジョンに定める2,000～5,000mg/Lの範囲での概ね管理ができている。また、水質も長期的に改善傾向にあり、将来ビジョン推進計画に定める目標値に近づいてきている。
- ・現在、H29年度に改築された水門において、より緻密な水質管理が可能となっている。



(上：塩化物イオン濃度の推移・年度別グラフ（直近4か年分）／下：COD 経年グラフ（R1 年度））

C 地下水（令和元年度）

1 調査対象井戸

9市町65箇所（鳥取市・境港市・岩美町・智頭町・三朝町・湯梨浜町・北栄町・日吉津町・江府町）

2 調査項目

カドミウム等30項目（主として健康項目）

3 調査内容及び調査回数

調査内容 (調査箇所数)	調査回数	概要
概況調査 (11箇所)	年1回（ただし、国土交通省が実施した3箇所の井戸については年4回）	県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施
継続監視調査 (54箇所)	年1～4回	同一地点での地下水質の経年的なモニタリングとして実施

4 調査結果

継続監視調査において、計22箇所（鳥取市・境港市・智頭町・湯梨浜町・北栄町・江府町）で表2-1のとおり環境基準に適合していないことを確認した。

（表2-1 継続監視調査における環境基準の超過状況）

市町村名	区域及び井戸数	項目 (環境基準)	検出状況	汚染原因 (推定)	対策等
鳥取市	片原、用瀬町用瀬の2箇所の井戸 ※用瀬：ふつ素のみ	ふつ素(0.8mg/L)	0.88～1.6mg/L	自然的要因 (温泉水の混入等)	井戸所有者への周知と飲用指導
		ほう素(1.0mg/L)	2.9mg/L		
	古海、天神町、朝月、の3箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.029～0.064mg/L	不明	
	賀露町西の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(10mg/L)	23mg/L	施肥と生活排水の影響	
境港市	渡町の3箇所の井戸	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(10mg/L)	14～35mg/L	施肥若しくは生活雑排水の影響	
智頭町	智頭の4箇所の井戸	トリクロロエチレン (0.01mg/L)	0.031～0.15mg/L	不明	
	埴師の3箇所の井戸	ふつ素(0.8mg/L)	1.0～1.3mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	
湯梨浜町	中興寺の1箇所の井戸	ふつ素(0.8mg/L)	1.1mg/L	自然的要因 (周辺温泉水の影響)	
北栄町	大島の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.024mg/L	自然的要因 (地層・地質、温泉水の混入等)	
	由良宿、西園の4箇所の井戸	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(10mg/L)	12～15mg/L	施肥の影響	

鳥取県内における大気環境の調査結果について（令和元年度、令和2年度）

大気汚染防止法第18条の44、第20条及び第22条に基づき、令和元年度、令和2年度に県内6地点で実施した大気汚染調査の結果概要は次のとおりです。

1 常時監視結果

一般環境大気測定局を県内4地点に、自動車排出ガス測定局を県内2地点に設置し測定しています。

環境基準の達成状況は、表1のとおりです。

表1 環境基準達成状況

区分	測定局名	所在地	項目						測定主体
			二酸化 いおう	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化 炭素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質	
			R1 / R2	R1 / R2	R1 / R2	R1 / R2	R1 / R2	R1 / R2	
一般環境 大気測定局	県庁西町 分庁舎	鳥取市西町	○ / ○	○ / ○	○ / ○	○ / ○	× / ×	○ / ○	鳥取市*
	米子 保健所	米子市東福原	○ / ○	○ / ○	○ / ○	—	× / ×	△ / ○	鳥取県
	倉吉 保健所	倉吉市東巖城町	○ / ○	○ / ○	○ / ○	—	× / ×	○ / ○	
	境港市 誠道町	境港市誠道町	—	○ / ○	—	—	—	○ / ○	
自動車 排出ガス 測定局	栄町 交差点	鳥取市栄町	—	○ / ○	○ / ○	○ / ○	—	—	鳥取市*
	米子 市役所前	米子市加茂町	—	○ / ○	○ / ○	○ / ○	—	—	鳥取県

【凡例】○：達成、×：非達成、△：長期基準（年平均値）は達成したが短期基準（日平均値）で非達成、
—：測定なし ※) 鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から鳥取市内の測定局は鳥取市が管理

■光化学オキシダント

・全国的に環境基準達成率が非常に低い状況にあり、本県においても環境基準を達成できませんでした。

【参考】全国の一般局の環境基準達成率(令和元年度)：0.2% (2局/1136局)

・令和元年5月23日に光化学オキシダント注意報を発令しました。なお、健康被害の届出はありませんでした。

発令地区	発令日時	濃度 (19・20時測定値)	注意報発令基準
西部地区	令和元年5月23日 19時～21時	0.121 ppm・0.120 ppm	1時間値：0.12 ppm以上

■微小粒子状物質 (PM2.5)

・令和2年度結果について、米子保健所局で短期基準が環境基準未達成となりました。（前回未達成時期：平成30年度県庁西町分庁舎局）

測定局	長期基準 (環境基準：年平均 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期基準 (環境基準：日平均 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
米子保健所局	12.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	35.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

2 有害大気汚染物質モニタリング調査 ※鳥取市集計中のため、県東部地区の令和2年度結果を除く。

環境省が定める21物質について調査を実施し、すべての調査地点において環境基準又は指針値を下回りました。

環境基準設定4物質 (テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)	環境基準達成
指針値設定11項目 (アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル)	指針値未満
国内で基準等が定められていない6物質 (クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド)	全国平均と比べて概ね同等又は低い値で推移

【参考1】環境基準及び評価方法

大気汚染物質	環境基準	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04 ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10 ppm以下であること。ただし、1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06 ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。	年間を通じて、昼間(5～20時)の時間帯における1時間値が0.06 ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	測定結果の1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。
		短期基準	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35 μg/m ³ 以下であること。

【備考】

- 短期的評価:連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。
- 長期的評価:大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。

【参考2】有害大気汚染物質の環境基準

有害大気汚染物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が3 μg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が130 μg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が200 μg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が150 μg/m ³ 以下であること

一般環境中のダイオキシン類の調査結果について (令和元年度、令和2年度)

1 調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき実施した、一般環境中のダイオキシン類の調査結果は次のとおりです。

令和元年度、令和2年度調査ともに、すべての調査地点で環境基準値を下回りました。

※鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から県東部地域を鳥取市が、県中部・西部地域を県が調査

表1 一般環境中のダイオキシン類調査結果（県実施分）

(単位) 大気: pg-TEQ/m³、水質: pg-TEQ/L、底質・土壌: pg-TEQ/g

調査区分		測定結果 (R1年度)				測定結果 (R2年度)				全国平均 (R1年度)	環境基準
		地点数	平均	最小	最大	地点数	平均	最小	最大		
大気(一般環境)		3	0.0076	0.0065	0.0085	3	0.0086	0.0083	0.0089	0.017	0.6 以下
公共用 水域	水質	21	0.13	0.048	0.31	21	0.13	0.0051	0.29	0.19	1 以下
	底質	21	4.2	0.16	23	21	4.5	0.15	21	6.4	150 以下
地下水		6	0.048	0.047	0.048	5	0.051	0.050	0.052	0.047	1 以下
一般環境土壌		4	0.23	0.0081	0.7	6	2.4	0.0015	7.8	1.8	1000 以下
発生源周辺土壌		4	0.61	0	1.4	2	1.5	0.051	3.0	5.3	

※分析委託機関：株式会社日本総合科学山陰支所（米子市旗ヶ崎）

2 調査頻度の変更について

調査を開始した平成12年度以降の結果から、経年変化を確認し調査頻度の見直しを行いました。

環境基準を下回る値で推移していることが確認できた大気、湖沼（中海）、海域について、測定頻度を表2のとおり変更しました。

表2 一般環境中のダイオキシン類調査 調査頻度（県実施分：中部・西部地域）

(単位) 大気: pg-TEQ/m³、水質: pg-TEQ/L、底質・土壌: pg-TEQ/g

調査区分	地点数	測定結果 (H12～R1)			調査頻度			
		平均	最小	最大	令和2年度まで	令和3年度以降		
大気(一般環境)	3	0.028	0.0065	0.29	年4回		年2回（夏・冬）	
河川 ^{※1}		8	0.12 (2.4)	0.011 (0.18)	0.73 (23)	一級河川：年1回 二級河川・都市河川：3年に1回		変更なし
湖沼	東郷池	4	0.18 (9.8)	0.075 (0.81)	0.53 (19)	3年に1回のローリング調査		変更なし
	中海 ^{※2}	3	0.078 (9.9)	0.011 (0.18)	0.48 (36)	毎年調査		米子湾中央部を毎年調査、 他2点は3年に1回調査
海域		12	0.072 (1.6)	0.0069 (0.066)	0.42 (21)	3年に1回のローリング調査		5年に1回のローリング調査

※1 河川については、国交省が定めるマニュアルに準拠し調査頻度を決定（変更なし）。塩川を除く。

※2 国交省調査結果を含む。

※3 河川、湖沼、海域の測定結果 上段：水質・下段（）：底質

【参考】ダイオキシン類に係る環境基準

- ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。（1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム。）
- ・ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値（TEQ（Toxic Equivalent: 毒性当量））により評価する。